

団通信原稿

## 「大阪・大正生健会弾圧に抗して」 顛末記

大阪 弁護士 伊 賀 興 一

2020年3月10日記

### 1 弾圧性が顕著な、警備公安警察の大量動員事件

本年2月4日早朝、大阪府警警備部公安は総勢20名を優に超える警官を動員して大正生活と健康を守る会(以下、生健会という)事務所を搜索、会員2名を自宅で逮捕するという弾圧事件が発生した。

被疑事実は詐欺。携帯代金など未払いのために携帯契約ができず、仕事上、生活上の不便な状況を乗り越えるため、「友情による携帯貸し借り」をした会員二人逮捕。携帯の普及の中で広く見られる違法性のない社会事象でもあるのに、これを無理やり捻じ曲げ、『詐欺』罪該当の疑いとして弾圧しようとした事案である。

大正生健会事務所からは組織活動用のパソコン2台、会創設以来の大会記録や会員名簿、会計帳簿など被疑事実とおよそ無関係の資料が多数押収され、2名の会員宅からも赤旗配達ルート図などを押収された。まさに、公安警備警察大量動員による生健会弾圧事件であることが当初から顕著であった。

生健会は、格差が一段と強まっている日本の社会経済情勢の中、憲法25条生存権保障を求め、貧困からの解放を掲げて生活保護世帯の自立を支援するとともに、生存権訴訟を取組むなど、意義深い活動を行っていることがよく知られている。

大阪においては大生連が、公正公平な公務否定の維新政治と正面から対決し、都構想がいかに庶民生活に打撃を与えるなど、鋭い論陣を張っている団体として著名。

大正生健会は誕生からまだ7年目だが、「暮らしのなんでも相談室」を常設し、庶民生活の相談相手として会員も増やし、存在感を増しているところでの、弾圧であった。

大生連は2013年に発生した元会員らの不正受給事件を口実にした淀川生健会弾圧を当初見抜けず、反彈圧の戦いに立ち上がるのが遅れたことから搜索が全生連にまで及ぶのを防げなかった苦い経験に学び、直ちに弾圧反対闘争に立ちあがった。

## 2 「弾圧対策は刑事弁護の延長線」の取り組みを徹底

権力の弾圧は、主に刑事強制手続きを介して、組織と会員に襲い掛かる。

今回 1 ヶ月以内という短期間で大阪地検公安部検事に不起訴・押収物全部返還・捜査終結宣言を出させることができたのは、たくさんの感動的奮闘によるが、ここにその要因を集約整理しておきたい。

### ① 被逮捕者には連日接見を文字通り実施

連日接見は、犠牲者を激励し続け、捜査状況と焦点を的確に把握するのに大きく貢献した。被疑者弁護の大原則である連日接見を二人で分担実行し、弁護団の責務を果たした。

連日接見によって、友情による携帯電話 1 台の貸し借りという何でもない行為を詐欺罪で問疑する、という仰々しいものに仕立て上げられた事件であることを把握。「携帯売ったやろ、売ることを隠して申し込んだやろ」「事前に相談したやろ」という点に取調べが集中。主観的要素であり、事実がないことが明確であった。

勾留理由開示公判では、多くの傍聴支援者からの激励が飛び交ったが、それにとどまらず、裁判所からも「貸し付けは譲渡とは考えません」という明確な表明を引き出し、法的論争の局面を変えた。

### ② オレオレ詐欺対策法として成立した携帯電話不正利用防止法では、不可罰

同法では、「業として有償での譲渡行為」の処罰規定を持つが、貸し借りなどは処罰の対象ではない。不可罰である。家族や会社内、知人、恋人間の貸し借りは社会的には普遍的使用形態ともなっている。

警備公安警察は、その理解の上で、無理やり、「事前共謀の上、申込時に名義貸しを偽って欺罔した」、という論理上の疑いのみで詐欺容疑を作り上げたのである。

逮捕、勾留の理由である「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」が客観証拠によらず、論理上の疑いでしかない本件で、どうして逮捕状や勾留状、搜索令状が

出たのか、強制捜査の事前司法チェックが機能不全に至っていないか、強い憤りを抱かざるを得ない。

③ 当事者組織、犠牲者、救援会、弁護団が対策会議で継続対応

弾圧発生の翌日対策会議が設置された。

解明された弾圧の姿と本質を広く周知することにいち早く取り組み、発生 10 日後には、200 名が集まる、弾圧糾弾、早期釈放、捜査終結を目指す大衆集会がもたれた。

弾圧反対大衆闘争は日一日と弾圧反対闘争の正当性に確信を強めた。

本件は、「単なる携帯の貸し借り」を無理やり「詐欺」に当てはめようとした許しがたい弾圧である。弾圧反対・早期釈放・不起訴要求の全国署名運動が取り組まれた。

反対運動がこんなに早く広がった要因は、犠牲者と当該組織の確信にある。

④ 大阪地検公安部検事から不起訴言明、関連捜査もすべて終結言明

これに先立ち、2月21日に処分保留釈放、24日にはすべての押収物件の返還を勝ち取ることができた。

勾留理由開示公判から処分保留釈放までの数日間、捜査と弁護活動の激突を余儀なくされた。捜査機関は捜査継続、別件逮捕を意図した関連事例調査の動きを示した。勿論弁護団は軽視することなく、その批判に奔走した。

同種事案を探り、弾圧を維持しようとする権力側のあがきとも見えた。これを許さない弁護活動に成功したと見たが、どうだろう。

3 弾圧を受けて、弾圧と向き合って、弾圧許さぬ、の声強めて

大生連、大正生健会では、連日被逮捕者を激励し、組織破壊や情報収集介入を狙った今回の弾圧は断じて許せない、という声が集まり、会員も増えているという。

まさに「弾圧は組織を鍛え、仲間を増やす」の格言通りである。

ほぼ 10 日間という短期間に、各地各種団体から不起訴・捜査終結要請団体署名が 400 団体を超えて寄せられた。今も署名が各地から届けられているという。

友情による携帯1個の貸し借りを、無理やり詐欺被疑事実仕立て上げて、無関係な団体事務所のがさ入れを強行した異常な弾圧事件に対する抗議の声が、全国に広がったと言っているだろう。

関係者の中では、違法な手続きで組織文書の収集や把握など、遣り得を許しているのか、謝罪もないことへの怒りが渦巻いている。

新型コロナ問題で多数の人々が集まることが困難ではあるが、弾圧を許さず、本来、中立公正であるべき警察の、警備公安警察が市民や自主的団体に対し、違法、不当に牙をむいたことに非難が強まっている。

このままでは済まさない。

弾圧を受けた大生連、大正生健会は闘う意欲に満ちている。